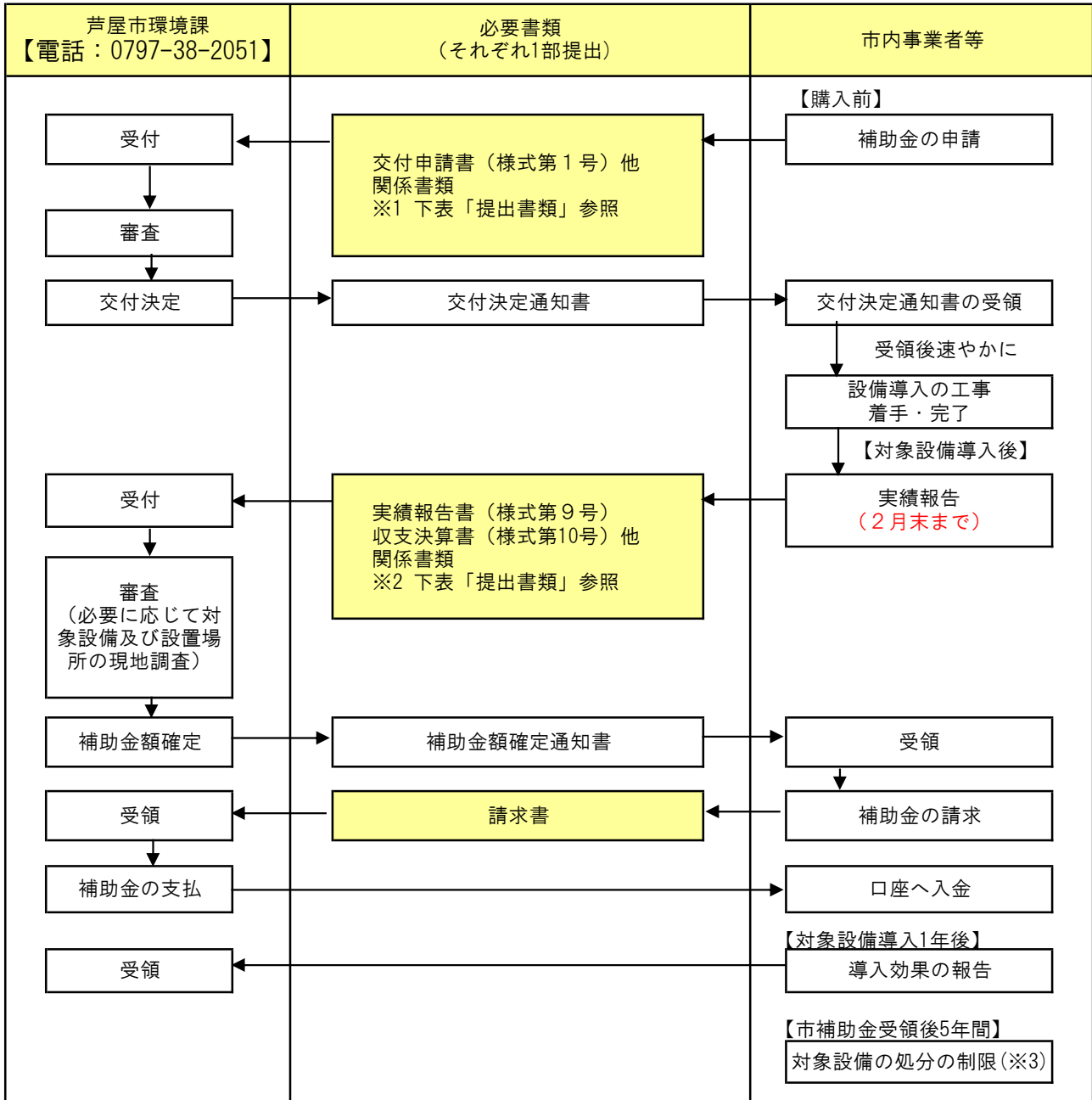


省エネ設備導入のための大規模改修促進事業補助金に係る手続きフロー図



※1 交付申請書(様式第1号)の他、次の書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 市税納付状況等証明書
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 最新年度の法人税確定申告書写し
- (5) 法人登記事項証明写し
- (6) 改修工事予定図面
- (7) 現行設備の設置状況写真及び位置図
- (8) 現行設備及び更新設備の能力や規格が分かる資料(カタログ等)
- (9) 更新設備の助成対象経費に係る見積書の写し
- (10) 温室効果ガス削減量が分かる資料(温室効果ガス計算シート等)
- (11) 補助金確定通知書の写し(他団体からの補助金がある場合)

※2 実績報告の提出書類(対象設備の導入完了後、2月末までに次の書類を提出してください)

- (1) 実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 契約書等の写し
- (4) 支払いを証する書類の写し
- (5) 導入した対象設備の位置図及び写真

※3 市補助金受領後5年間は、対象設備について、処分(売却、譲渡、貸与等)をすることが原則できません。

ただし、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、処分をしようとする場合は、事前に対象設備処分承認申請書を市に提出して承認を得る必要があります。